

# 平成30年度第3回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成31年2月18日（月）午後1時30分から

2 会 場 宮城県自治会館2階 206会議室

## 3 出席者

- (1) 出席委員 佐々木 稲生, 伊藤 宣子, 加藤 雄彦, 片倉 ゆかり, 三塚 薫,  
小川 せつ子, 根来 興宣, 菅原 一博, 鈴木 一樹, 後藤 武俊,  
佐藤 哲也, 山岸 利次, 阿部 春美, 菅原 通悦  
(委員14人中, 14名出席)
- (2) 欠席委員 なし

## 4 議題

(1) 調査審議事項について

- ①高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
- ②高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）
- ③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）
- ④幼稚園の廃止について（いわでやま幼稚園）
- ⑤幼稚園の廃止について（塩釜聖光幼稚園）
- ⑥学校法人の寄附行為の認可について（（仮称）学校法人青空学園）
- ⑦幼稚園の設置者変更について（愛子幼稚園）
- ⑧幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（愛子幼稚園）

(2) その他

- ①学校法人（幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の改正（案）について
- ②私立特別支援学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準（案）について

## 5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

審議会運営規程により、伊藤会長が議長となった。

調査審議事項⑥から⑧について、委員総数の3分の2以上の承認を得て、非公開とすることにした。

議長は、議事録署名人として佐々木委員と鈴木委員を指名した。

(1) 調査審議事項について

- ①高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

利害関係者となっている加藤委員が退室した。  
事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

それでは、スクーリング会場及びサポート会場の名称等の変更については、よろしいでしょうか。何かございませんか。

それでは第11条スクーリング会場及びサポート会場の名称等の変更については了解ということでよろしいでしょうか。

(私立学校審議会委員一同)

はい。

(伊藤会長)

つづきまして、第26条新学習指導要領の改訂に伴う変更でございます。こちらは、新学習指導要領移行期そして改訂期ということがありますけれども、そちらをみながら学則の改正を行うということだと理解しますが、何かこの辺のところでは聞いてみたいところ等ございませんでしょうか。

小学校・中学校・高等学校とも、新学習指導要領の改訂期を迎えて、それぞれに動いているところでございます。広域制通信高等学校であるため、同じような動きと理解いたしますが、よろしいでしょうか。

(私立学校審議会委員一同)

はい。

(伊藤会長)

それでは第27条「報告課題数、面接時数及び試験回数」について。別表第3に基づく旨記載とあります。こちらはいかがでしょう。

報告課題も面接時数も試験回数も、非常にきめ細かく正されていると理解しました。いかがでしょう。

(私立学校審議会委員一同)

はい。

(伊藤会長)

ありがとうございます。その次の第30条。損害賠償についての規定の追加及び文言の整理という内容となっております。こちらはいかがですか。

(佐々木委員)

この文言を新たに加えたわけですが、管理責任者である校長がこのようなことをするのは当然だとは思いますが、学則であえて出したというのは、ここで確認する必要があ

るということなののでしょうか。何か事情があるのか、聞いている範囲で教えていただければと思うのですが。

(事務局)

この規定は、仙台育英学園高等学校の全日制課程の学則に記載のある内容でございます。そちらに合わせた形となります。

(佐々木委員)

わかりました。

(伊藤会長)

ほかにいかがでしょう。

こちらの方もお認めいただけますか。

(私立学校審議会委員一同)

はい。

(伊藤会長)

それでは最後です。別表第2（教育課程表）及び別表第3（報告課題数・面接時数及び試験回数一覧表）。これは新学習指導要領の改訂に伴う変更と文言整理ということかと思えます。いかがでしょうか。

それではこちらも了解としてよろしいでしょうか。

(私立学校審議会委員一同)

はい。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

加藤委員が会議室に戻る。

## ②高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

平成28年度以降の高等学校入学者用の教育課程表と平成31年度以降の高等学校入学者用の教育課程表が提出されておりますけれども、ここで追加説明等はございますか。

(事務局)

平成28年度以降の教育課程表は、平成31年度の2年生及び3年生が適用になります。平成31年度以降入学者用の教育課程表については1年生が適用になります。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

### ③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

（伊藤会長）

それでは最初に、神戸の面接指導施設の新築完成に伴う名称及び住所の変更というところでございますけれども、こちらは建物の写真が資料として配布されております。それから地域の地図が出ております。

事務局、恐れ入ります。これらの施設でございますが、自校持ちなのでしょうか。その辺のところを教えてくださいませんか。

（事務局）

神戸の施設は三幸学園の所有となります。そして、宇都宮、高崎、池袋、熊本については借用ということになります。

（伊藤会長）

何階か固定のフロアを借りているということになるのでしょうか。

（事務局）

資料3の1ページ目を御覧ください。面接指導施設の変更後というところに、例えば宇都宮であれば7階、8階と住所に階数が記載されております。

（伊藤会長）

なるほど。わかりました。

それでは、変更理由の1番と2番について、何か御質問ございますか。

（加藤委員）

2点ございます。

1点目は収容定員が3,120人となっておりますが、これは登米に本校がございましたけれども、そこを3,120人とした上で、ほかの面接指導施設において、それぞれ目安の人数を割り当てていらっしゃるのかどうかという点。

2点目は教員組織のことで、これだけ面接指導施設の会場を設けていらっしゃるけれども、高等学校の教員免許状を取得し、その後も10年ごとの研修を受けていらっしゃる方が面接指導施設の担当者としていらっしゃるのかという確認です。宮城県に本校がある以上、本県で確認していくことになるのかなと思うのですが、そのへんの状況がどうなっているのかなということをお伺いしたいと思います。

(事務局)

まず1点目。収容定員の関係ですけれども、基本的に本校は240人の収容を考えています。そして、3,120人から240人を除いた人数で各面接指導施設の生徒数の増減に応じて配分を変えていくという方法をとっております。

2点目ですけれども、教員の免許保有状況につきまして、宮城県では教員を採用した際、必ず教員異動報告書というものを提出することになっております。報告書の提出とあわせて免許状の写しを添付することになっておりますので、そちらで免許の失効等がないかを確認することになっております。

(伊藤会長)

よろしいですか。そうするとその確認は宮城県で行っているということでございますか。

(事務局)

はい。三幸学園からこちらに届出が提出されることになっております。

(小川委員)

収容定員は今、お伺いしましたけれども、実際の在籍数はどのようになっていますか。3,120人から240人を引くとかなりの人数になると思いますが。

(事務局)

2月1日現在で1,625人ということになっております。

(小川委員)

内訳は。

(事務局)

登米の本校が63人、札幌85人、仙台キャンパスが61人、大宮が289人、お茶の水が377人、立川が338人、小田原が7人、静岡が19人、名古屋が159人、神戸が158人、沖縄が69人ということになっております。

(伊藤会長)

小川委員、よろしいですか。

(小川委員)

あまりにも人数が多いので少しびっくりしていました。

(伊藤会長)

はい。実際の今、学んでいる子どもたちの状況はこうであるということですね。どうぞ。

(後藤委員)

今のことにも関わると思うのですが、資料の12ページを見ますと、下の欄のところに「アグリカルチャー及び栄養調理については、登米本校でのみスクーリングを実施する」という記載がありまして、こちらをみますとこの科目をとったものは本校スクーリングの参加が必須となるとあります。そうすると、それ以外の科目を選択した場合は、本校には特に行く必要はないということなのかというのが1点。

設置のときにもこの学校については随分審議したと思うのですが、確かアグリカルチャーを全面に出していて、もちろん、ここで審議して認可したわけですから問題はなかったと思うのですが、それほどこうしてみるとアグリカルチャーは全面に出ている感じがして。いったいどれくらいの生徒がアグリカルチャーのスクーリングに来ているのか。それこそ、登米以外の地域からどれくらい通ってきているのか、もし分かれば知りたいというのが2つ目です。

(事務局)

まず1点目ですけれども、アグリカルチャーを選択した生徒は必ず本校に来て、田植えなり、秋になれば稲刈りなりを体験するということになっております。

(後藤委員)

つまりそれ以外の科目を選択した生徒は、本校にいかなくてもよいということでしょうか。

(事務局)

はい。アグリカルチャー以外を選択した生徒は本校に行かなくても大丈夫です。

2点目ですが、アグリカルチャーのスクーリングにどのくらい参加しているかということですが、今年度については8人ということになっております。

(後藤委員)

8人。

(事務局)

はい。

(後藤委員)

アグリカルチャーと栄養調理を合わせた数なのでしょうか。

(事務局)

そうですね。アグリカルチャーと栄養調理がセットになっています。

(後藤委員)

わかりました。

(伊藤会長)

そうすると、履修希望者がそれだけしかいなかったということなのですか。

(事務局)

今回、参加したのが8人ということは聞いていたのですが、申し訳ありません、希望数までは確認しておりませんでした。

ただ、飛鳥未来きずな高等学校といたしましては、アグリカルチャーというものを若い生徒たちに浸透させたいという意向で、来年度以降も力を入れていきたいことは話をしていました。

(伊藤会長)

当審議会で慎重審議を重ねていったの認可ですので、その後、どのように運営されていくのか、これは見守っていただきながら、何か課題、問題が出たときには1つよろしく教えていただきたいと思います。ほかにないでしょうか。

それでは、変更理由の3番目、面接指導時間について、1単位時間45分授業から50分授業に変更することに伴い、教育課程表に定めるスクーリング回数を変更するというところでございます。こちらについて、いかがでしょうか。

1単位を45分から50分に変更する、その理由についてはいかがでございませうか。

(事務局)

変更理由については、本来の学習指導要領の標準時間数が50分になっておりますので、そちらに合わせるということになります。

(伊藤会長)

標準時間数は確保されなければならないことですが、50分授業にすることによって、教育課程表に定めるスクーリング回数を確保するという目的とどちらが先なのでしょうか。

(事務局)

50分にすることで、スクーリング回数は減ることになります。それに伴い、生徒がこれまでの45分の場合、例えば国語総合であれば5回スクーリングにこななければならないところ、50分にすることで4回に減ったということで、生徒の負担軽減につながるということになります。

(伊藤会長)

以上のことも踏まえ、先生方いかがでしょうか。

変更理由4の学習指導要領の改訂に伴う教育課程表の変更は、他の学校とも同じということになりますので、よろしいでしょうか。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

#### ④幼稚園の廃止について（いわでやま幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。  
特に質疑等なく，審議会として了承される。

#### ⑤幼稚園の廃止について（塩釜聖光幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

（伊藤会長）

30年度の定員と実数は，わかりますか。

（事務局）

現在の実員でよろしいでしょうか。現在の実員は74名となっております。

（伊藤会長）

ほかの委員さん，いかがでしょうか。

いわでやま幼稚園もそうなのですから，一般的には認定こども園という方向に舵を切った場合，園児数は増えるものなのではないでしょうか。あるいは増えないのでしょうか。

（事務局）

あくまで一般論になるのですが，幼稚園ですと通常，満3歳から5歳までの園児が在籍することになるのですが，幼保連携型認定こども園に移行した場合には，3歳未満の，0歳，1歳，2歳のお子さんが入園されることとなりますので，少なくともその分の人数は確実に増えることとなります。ただ，幼稚園部分については，少子化の影響もありますので，読みは難しいということを園からは聞いております。

（伊藤会長）

そのようなことも踏まえながら，この計画を提出されているということでもよろしいですね。

（事務局）

はい。

その他特に質疑等なく，審議会として了承される。

----- 議題⑥から⑧までは非公開で審議を行なったため，議事録非公開 -----

## (2) その他

①学校法人（幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の改正（案）について

②私立特別支援学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準について

①及び②は、事務局から一括して説明を行った。

(伊藤会長)

審査基準の改正と審査基準を新たに置くということですね。

(加藤委員)

資料10の私立特別支援学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準というのは、すでにマスコミ報道された宮城教育大学の後方にある用地に関して、私立の学校法人を募って、特別支援学校を設置しようという中で、今回、審査基準をつくって、それにより諮るという考え方でよろしいのでしょうか。

(事務局)

その件も含めまして、今後、私立の特別支援学校の設置認可申請がある可能性がございますので、今回制定するものでございます。

その他、特に質疑等は出されなかった。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印